

第 4 6 号議案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 7 年 3 月 2 日提出

亀岡市長 栗山正隆

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第 1 条 職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 3 0 年亀岡市条例第 1 0 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号)第 3 5 条」の次に「(地方公営企業法(昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号)第 7 条の 2 第 1 1 項において準用する場合を含む。)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 1 1 条第 5 項」を加える。

(亀岡市職員倫理条例の一部改正)

第 2 条 亀岡市職員倫理条例(平成 1 4 年亀岡市条例第 3 4 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「教育長及び」を削る。

(特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年亀岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表1の項を削り、同表2の項中「同委員(教育長を兼任した委員を除く。)」を「教育委員会委員」に改め、同項を1の項とし、同表中3の項から17の項までを1項ずつ繰り上げる。

(亀岡市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第4条 亀岡市特別職報酬等審議会条例(昭和39年亀岡市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び副市長」を「、副市長、病院事業管理者及び教育長」に改める。

(特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例の一部改正)

第5条 特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例(昭和39年亀岡市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(4) 教育長

別表に次のように加える。

4 教育長	694,000円
-------	----------

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例(昭和30年亀岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「特別職等」を「特別職」に改める。

「第4章 特別職等の職員の退職手当の特例」を「第4章 特別職の職員の退職手当の特例」に改める。

第11条(見出しを含む。)、第12条及び第14条中「特別職等」を「特別職」に改める。

(亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第7条 亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例の廃止)
- 2 亀岡市教育委員会教育長の給与に関する条例(昭和30年亀岡市条例第26号)は、廃止する。
(旧教育長に関する経過措置)
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が同項の規定により在職する場合には、この条例による改正後の職務に専念する義務の特例に関する条例、亀岡市職員倫理条例、特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例、亀岡市特別職報酬等審議会条例、特別職の職員で常勤のものものの給与に関する条例、職員の退職手当に関する条例及び亀岡市職員等の旅費に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の
一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の
整備に関する条例案要綱

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の規定整備を図ること。
- 2 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 3 この条例は、平成27年4月1日から施行すること。